

平成24年鞍手町議会第1回定例会会議録（第4号）						
平成24年3月23日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月23日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月23日 午後1時50分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	5	田中二三輝	出欠			
	6	原哲也	出欠			
	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	武谷保正	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	12	岡崎邦博		13	栗田幸則	

職 務 席	議会事務 局長	長友浩一	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	轟崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	中岡和之	出欠
	福祉人権 課長	渡辺智文	出欠	病院事務 局長	中野眞路	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

平成24年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月23日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計
補正予算(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第31号 専決処分の承認(鞍手町流域関連公共下水道事業
中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の変更)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第20 議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第24号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第27号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第28号 平成24年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 閉会中の継続事件

平成24年3月23日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第4号から日程第7 議案第18号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第4号 地方独立行政法人くらて病院定款。

議案第5号 地方独立行政法人くらて病院評価委員会条例。

議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 地方独立行政法人くらはて病院定款を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 地方独立行政法人くらはて病院評価委員会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第16号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第3号から日程第18 議案第31号までの11件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第4号。

議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の変更。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第31号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第6号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第7号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第8号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第9号について討論はありますか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第9号について反対討論を行います。

今回の内容は、国が復興増税ということで、法律が改正されたことにより町の条例を改正するというものですが、復興増税といっても5年間で19兆円の見積もりを立て、その内の

10. 5兆円を復興増税で賄うという内容ですが、特には大企業、富裕層には実質減税となる中身で、残りは全て庶民負担増という形で賄うということです。

もう1つは、一律500円という中身ですが、議案質疑の中でも言いましたが、所得の多い人、少ない人に関わらず一律500円ということですので、これについては逆進性も考えられるということから、私は議案第9号については反対いたします。以上です。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第7号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第8号 鞍手町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第9号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第12号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第13号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決
します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第14号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決
します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第15号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第4号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第19 議案第20号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査を報告いたします。

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算案は、鞍手町の将来を左右し、今後の町づくりを方向づける、中学校の統合移転に関する予算が計上されていますが、移転しようとする場所が、これから毎日通うことになるであろう生徒や、その保護者にとって本当に都合の良い場所なのか甚だ疑問があります。

従って、次に述べる理由から反対の立場で討論を行います。

第1に、安全な通学路の確保が難しいということです。鞍手町立小中学校適正規模、適正配置基本方針の中で、適正配置の基本的な考え方として、適正規模の中学校を実現することは、通学路の変更を余儀なくされるので、生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら配置するとあるが、移転しようとする場所は鞍手町の東の端に位置し、開校時で全生徒数の約5分の1の生徒が長距離通学を余儀なくされ、生徒や保護者の負担が非常に大きくなると同時に、未整備の歩道や幅員の狭い道路を徒歩や自転車で通学することとなります。

また数年後には、遠賀川渡架橋が開通し、周辺の交通量が現在の日量約6千台から、約1万1千台に増加する予測となっており、朝、夕の登校時は特に増加が予想され、適正配置の基本的な考え方とは全く逆で、通学距離や通学路の安全等を考慮した場所とは全く懸け離れていると言わざるを得ません。

第2に、短期間で強引に旧宮本学園跡地に統合しようとしていて、住民の合意形成が全く出来ていないということです。

先月6小学校で住民説明会が行われた際に、様々な質問や意見が出されましたが、町長、副町長や町長部局の職員が同席していなかったために、回答出来なかった質問や意見が多く、早期にもう一度住民説明会を開いて欲しいとの意見が各小学校でありました。にも関わらず、そういった住民の意見に耳を傾けず、今回統合移転のための関連予算を計上し、議会を通過させることで既成事実をつくり、強引に進めるという住民の意向を無視したやり方は到底納得出来ません。

3番目として、昨日小中学校統合整備基本計画案を頂きました。しかしこれはあくまで案であって、まだこれからこの案について審議されるということでした。従って正式な計画となっていない段階で、この案を根拠とした予算の計上には無理があります。また旧宮本学園跡地ありきで、余りに性急に進めているため、財源の手当も不透明で曖昧な部分が多く、現時点での予算計上を認めることは出来ません。

最後に、先日の一般質問で中学校の統合移転を進める上で、町長の責任が曖昧だったため町長に質したところ、何をもって責任なのか言ってもらいたいと、喧嘩腰で何度も繰り返し、全く町長としての責任が分かっていない様子でした。つまり住民にとって最も身近な教育施設の中学校を統合し移転する計画を進める中で、町長が自分の責任について何の自覚もなく、責任の所在が曖昧なまま力づくで進めることは、住民の福祉の増進には繋がりません。

一般会計当初予算案を反対することの重大さは理解していますが、これらの理由を見逃して賛成することは、議員としての責任を果たせないと考えます。

従って以上のことから、議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算案に反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本一般会計予算案については賛成の立場で討論を行います。

この当初予算案については、平成23年度の当初予算と比較し6%の増額となっており、各事業費における工事予定や、各種改善に向けた予算が盛り込まれています。

中でも多くの保護者が注目している中学校の統合に関しては、第4次総合計画後期基本計画にある、子ども達の教育を重視した学校の再編の実現に向け、小中学校統合整備計画策定委員会からの報告を受け、新たな学校となる建物、土地の取得費用や付帯設備の実施設計に伴う予算が計上されています。

現在の中学校の状況については、北中学校は新生が77名、南中は41名の予定と聞いていますが流動的な状態です。

子ども達が参加しているクラブ活動は、種目によっては北中がメンバー不足で、南中で練習し、合同チームとして大会に臨んでいる状況です。また南中では、北中に比べ数少ない種目からクラブ活動を選択している状況です。

教職員は少ない人数で授業や校内職務をこなし、研修等への参加も十分に出来ない状況とのものであり、各教科の先生方は1人で3学年を担当していると聞いています。

小規模学校のメリットはあるとは思いますが、高校への進学時等を考えた場合、多くの生徒の中でカルチャーショックを受けることが懸念されます。子ども達の学力については一概には言えませんが、精神面での成長については甚だ疑問を覚える環境であると考えます。

中学校の教育環境を改善するために、策定委員会の意思を尊重した予算であると評価いたします。

しかしその報告書の中には、統合に向けた意見が添えられているとも聞いています。これらの諸問題を確実に実現するための努力をする。強行に予算執行をするのではなく、丁寧に説明しながら進めて行く。このことは議案質疑等で町執行部は重く受け止め、対応する姿勢であることが強く感じ取れました。

各事業費における確実な予算執行による町民サービスの向上と、子ども達のために教育環境の充実を実現するために、一般会計予算案についての賛成討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

2012年度の国家予算案は、税と社会保障の一体改革を先取りして、消費税増税を前提とし、その一部を先食いしながら年金給付や子ども手当の削減で社会保障費を抑制する一方、八ッ場ダム建設再開や原発推進予算の維持、軍事費の増額など、浪費を更に拡大する予算案となっています。

また、東日本大震災復興特別会計が創設されましたが、これは当面5年間で19兆円と見積もりがされ、その内の10.5兆円は復興増税で賄うという方針が決められています。しかしながら大企業と富裕層には実質減税となり、庶民にばかり負担を押しつけるものです。一方で、地方交付税は微増となり、上乗せ措置も継続されています。

本町の24年度予算の歳入を見ますと、昨年同様地方交付税等の上乗せや年少扶養控除等の廃止による町民税の増収が予想されるにも関わらず、歳入見積もりが適正にされていないことは指摘しておきたいと思います。

歳出では、小学校入学前までの医療費無料化や、妊婦検診、小児用ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン等が継続されていること等は歓迎します。しかしながら、家計の所得が減り、逆に負担が増える中、高すぎる国保税やゴミ袋料金、保育料等には光が当てられず、同和関係予算に本格的なメスは入れられていません。こういった部分では、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えて行くべきです。

さて、とりわけ本年度予算では、中学校統合の関係予算が組み込まれています。現在の中学校と中学生が置かれている状況と、今後予想される生徒数等を見てみますと、一刻も早く統合する必要があると考えます。

受験やクラブ活動、新学習指導要領による授業時数の増加と、武道の導入等を考えると、生徒が少なくなり、専門の教師も少なくなるということになれば、鞍手町の宝である子ども達が本当にかわいそうです。

現在教育委員会が作成している統合までのスケジュールでは、平成27年度からの統合になります。今回の予算が通らなければ、1年単位で統合が遅れるだけでなく、過疎債も27年度までですから、財源を見ても統合出来ないことも考えられます。

私は統合ありきの考えではありませんが、説明会や今議会で出された安全・安心な通学路の確保等の意見を最大限取り入れて行くべきだし、統合に必要最小限、最低限に止めるのではなく、ソフト面とハード面ともに夢と希望を持てる中学校、全国に誇れる中学校になるように、町執行部が最大限の努力を図られることを要望して賛成討論を終わります。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 平成24年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第20 議案第21号から日程第26 議案第30号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第23号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第25号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第26号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第29号 平成24年度鞍手町病院事業会計予算。

議案第30号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算。

本委員会は3月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定より報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第22号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号 平成 24 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 25 号 平成 24 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 26 号 平成 24 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 29 号 平成 24 年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 30 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 27 議案第 24 号から日程第 29 議案第 28 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○ 6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 24 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第 27 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算。

議案第 28 号 平成 24 年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は 3 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 24 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 27 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 24 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 27 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 28 号 平成 24 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第30 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第1回定例会を閉会します。

閉会 13時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野高實

議員 岡崎邦博

議員 栗田幸則